

# 第10章 環境衛生

環境政策課、循環型社会推進課、環境施設課

## 第1節 ごみ処理

ごみの排出状況

(単位 t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源再生物	粗大ごみ	有害ごみ	直接搬入ごみ	総排出量
26	59,631	2,812	16,580	464	50	4,738	84,275
27	59,665	3,034	17,126	280	53	4,996	85,154
28	59,826	3,027	16,900	234	12	4,540	84,539

資源再生物等の収集内訳

(単位 t)

年度	古紙類	空き缶類	金属	ビン	布類	廃食用油	ペットボトル	容器包装プラスチック(プラクル)	剪定枝	小型家電	合計
26	7,750	964	788	1,901	1,196	110	917	2,951	-	3	16,580
27	7,356	948	798	1,910	1,228	112	934	3,024	808	8	17,126
28	7,056	922	781	1,840	1,185	110	888	2,950	1,159	9	16,900

\*剪定枝は平成27年10月から戸別の各戸収集を開始した。

\*小型家電は、平成26年度は10月からの実証事業による数値、平成27年度は4月からの本格導入後における数値。

### 家庭のごみの出し方

- ① 可燃ごみ・・・ステーション方式
- ② 不燃ごみ・・・ステーション方式
- ③ 有害ごみ(乾電池、体温計(水銀))・・・ステーション方式
- ④ 資源再生物・・・ステーション方式  
古紙類(新聞、雑誌・本類、段ボール、牛乳等の紙パック、その他の紙類)、空き缶類、金属、ビン、布類、廃食用油、ペットボトル、容器包装プラスチック(プラクル※)
- ⑤ 粗大ごみ・・・予約申込制(有料)  
大型家具、ベッド、ふとん等
- ⑥ 小型家電(電気や電池で動く家電製品で横30cm×縦15cm×奥行20cmの穴に入る大きさの物)例:携帯電話、ゲーム機、デジカメ、コード等・・・公民館等の回収ボックス
- ⑦ 剪定枝・・・予約申込制(無料)

※「プラクル」とは平塚市における容器包装プラスチックの愛称

#### 1 収集状況

##### (1) 可燃ごみ

一般家庭の可燃ごみの収集は、市の直営収集で、全市域を定日収集している。収集回数は週2回で、平成24年度まで一部の地域で週3回収集を行っていた。集められたごみは、高効率ごみ発電施設(ごみ焼却施設)において処理している。

なお、事業系の一般廃棄物については収集運搬許可業者への委託又は処理施設へ自己搬入させている。

##### (2) 不燃ごみ

平成29年4月から委託による月2回の定日収集で、粗大ごみ破碎処理施設へ搬入している。

(3) 有害ごみ

有害ごみは、乾電池と体温計（水銀）を指定している。有害ごみは、外部委託処理している。

(4) 資源再生物

古紙類（新聞、雑誌・本類、段ボール、牛乳等の紙パック、その他の紙類）、空き缶類、金属、ビン、布類、廃食用油、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）に分別している。ペットボトル及び容器包装プラスチック（プラクル）を除く資源再生物は、月2回の定日収集で、回収は平塚市資源回収協同組合が行い、資源化されている。

なお、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）については、週1回の定日収集で、回収は市が実施し、資源化している。また、市は、自治会に対して回収された資源再生物を1kgあたり5.5円で算定し、資源再生物買上金として支払いを行っている。

(5) 粗大ごみ

家庭で不要となった大きな家具類等の粗大ごみは、市民からの申込みで市が有料で収集運搬し、処理をしている。

(6) 犬・猫等小動物の死体処理

犬・猫等小動物の死体処理は、市民からの連絡により、ペットは有料、飼い主が不明のものは無料で引取り、小動物焼却処理施設で焼却処理している。

(7) 不法投棄

不法投棄については、防止対策に努めているが、廃家電、廃材等が不法投棄されている。

これらの投棄物は、土地等の管理者責任を前提としているが、公共性のある場合には収集運搬処分し、市民の生活環境の保全に努めている。

2 車両保有状況

種 別	車両タイプ	台数
ごみ収集車 (可燃)	2トン車	16
〃 (〃)	3.5トン車	31
〃 (不燃)	3.5トン車	5
計		52

種 別	台数
深 ダ ン プ	6
平ボディトラック	2
バ ン	1
軽 ラ イ ト バ ン	4
計	13

○その他の車両

深ダンプ	1台
ショベルローダー	4台
フォークリフト	5台

### 3 処理施設

#### (1) 高効率ごみ発電施設（ごみ焼却施設）

「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づく、ごみ処理広域化施設として建設され、平成 25 年 10 月に本稼働した。日量 315t の処理能力があり、焼却熱を最大限に回収し高効率発電(最大出力:5,900kw)を行っており、更に余熱を、施設内の暖房、給湯に利用する他、余熱利用施設（リフレッシュプラザ平塚）の給湯にも利用している。

本施設から排出される焼却残渣(灰、不燃物等)は、資源化業者によって全量資源化している。

#### (2) 粗大ごみ破碎処理施設

平成元年 3 月に更新整備し、処理能力は、55 t / 5h とした。この施設の特徴は、破碎処理後に、可燃物、不燃物、磁選物、アルミニウムに分別できることである。

#### (3) 資源化等施設

平塚市リサイクルプラザ（愛称：くるりん）は、資源再生物のうち、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）の 4 品目を資源化する工場部門と、広く市民に資源物の資源化・減量化及び環境負荷の低減について理解することのできる啓発機能を併せ持つ施設で平成 16 年 3 月に完成した。処理能力は 46.86 t / 日である。

#### (4) 小動物焼却処理施設

平成 7 年 4 月に更新整備し、平成 22 年 8 月に現在の場所に移設整備した。この施設の特徴は、2 次燃焼室と電気集じん機を設置し、脱臭、脱煙、脱ばいじんを考慮した施設である。処理能力 100 kg / 2h とした。

#### (5) 一般廃棄物最終処分場

現在使用している遠藤原一般廃棄物最終処分場は昭和 58 年度に完成した。この処分場は、全面に遮水シートを敷き、浸出水処理施設を備えた管理型埋立地である。将来の埋立量を予測する中で全体計画を 2 期に分け、第 1 期は 10 年間の埋立量を目途に整備した。埋立容量は、223,000 立方メートル（第 1 期計画分）である。7 年間の延命が図られ平成 13 年度に埋立てを終了した。第 2 期は平成 6 年度から 3 か年継続事業で平成 8 年度に完成した。埋立容量は、233,000 立方メートルで平成 13 年度から埋立てを開始した。また、平成 19 年度には、埋立終了地浸出水量抑制対策工事を実施した。

## 第 2 節 ごみの減量化・資源化活動

### 1 ごみの減量化・資源化イベント

多くの方にごみの減量化や資源化に関心を持っていただくため、以下のイベントを実施した。イベントの主な内容は、リサイクル品の販売、フリーマーケットによる 3R の啓発等。

平成 28 年度実施内容

実施月日	イベント名	実施場所
5 月 28 日(土)	おもしろリサイクルフリーマーケット	総合公園
12 月 3 日(土)	くるりんまつり	リサイクルプラザ

## 2 清掃業務見学会

ごみの出し方については「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」等により市民に周知しているが、その後ごみがどのように処理されているかなど、市民がごみ処理の業務内容と施設を見る機会はあまりない。そこで、ごみに対する理解をより深めてもらうために市内の各種団体を対象に、昭和 61 年度から、ごみ処理施設の見学を実施している。平成 28 年度は、14 回実施し、277 人の市民が参加した。

## 3 ごみ学級

「ごみの分別の仕方やし出し方」「資源再生物について」など、ごみに関するモラルの向上を図るため、小学校 4 年生の社会科で行うごみの学習として昭和 62 年度から実施している。実際に職員が収集車の操作実演も行う。平成 28 年度は、26 校で実施し、2,039 人の児童が参加した。

## 4 平塚市ごみ減量化推進委員会

ごみの減量化運動には、市民の英知の結集が必要であるという観点から、実際にごみの排出に携わっている市民の参加を各自治会単位でお願いし、ごみの減量に対する意見を出してもらい、それを基にして市民が実践しやすい施策をつくりあげていくために組織された団体である。平成 28 年度は、分別の徹底、マイバッグ推進キャンペーン、マイバッグ持参率調査、生ごみの水きり推進、リサイクル製品の使用拡大・普及、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及等に取り組んだ。

## 5 生ごみの減量化・資源化対策

生ごみの減量化・資源化のために、「土から土へ」を合い言葉に、平成 2 年度からコンポスター（生ごみ処理器）の廉価販売を行っている。平成 28 年度は、63 個を販売した。

平成 12 年度に開始した家庭用電動生ごみ処理機購入費補助制度は平成 28 年度末で終了した。平成 28 年度は、26 台を助成した。

## 6 平塚市ごみの減量化・資源化協力店制度

事業者、消費者、行政等が互いに協力しながら、ごみの減量化・資源化を図るため、平成 7 年 4 月 1 日から西海岸商店振興組合をモデル地区として実施し、平成 8 年度から全市対象に募集をした。

この制度は、市が商店をごみ減量化・資源化協力店として募集し、協力店として登録した店舗は包装の簡素化、買物袋の持参の推進などを行うものである。平成 28 年度末現在で 180 店が協力店として登録している。

## 7 ごみの減量化・資源化のキャラクターの設置

ごみの減量化・資源化の推進や環境保全を図る啓発対策として、親しみやすく覚えやすい統一キャラクターに「サイ」を採用し市民からその愛称名を広く公募して平成8年2月に決定した。

公募の結果、親しみやすくかわいらしい愛称名「クルクル」が小学生によってつけられた。

このキャラクター「サイ」のクルクルには次の意味も含まれている。

- ・資源のリサイクルを図ろう。
- ・リサイクルされた物のサイ利用を進めよう。
- ・ごみをなるべく出さない（プレサイクル）

現在、クルクルは、市民にごみ問題、環境問題に関心を深めてもらうために、減量化・資源化のシンボルとして、ごみの減量化・資源化協力店「地球にやさしいお店」の店頭用ステッカーやポスター・チラシ等に使用される他、各種イベントでのPR活動等の地球にやさしいライフスタイルの啓発運動などに役立ち、愛嬌のあるキャラクターとして広く市民に親しまれている。



ごみの減量化・資源化のキャラクター  
「クルクル」

## 8 不用品登録制度

資源の有効利用と物を大切にす思想の普及を図るため実施している。

### (1) 登録の範囲

無償譲渡、譲受、交換

### (2) 登録品目

子ども用品、家具、スポーツレジャー用品、電気製品、文具書籍、その他生活用品

### (3) 登録された情報の提供

広報紙、ホームページ

### (4) 登録、成立状況

年 度	登 録 件 数	成 立 件 数	成 立 率
28	53	14	26%

## 第3節 美化運動

### 1 地区美化

#### (1) 推進方針

美しい自然の保護と住みよい生活環境づくりを目指し、地域の自主的活動によりこの問題に取り組んでいる。本市は、“住みよいまち ひらつか”を目標に、この運動が更に地域に定着するよう美化運動の浸透、啓発に努めている。

美化運動推進の基本方針は、次のとおりである。

ア 美化意識の普及・高揚、公衆道徳を浸透させるため、広報紙等により広報活動を積極的に展開する。

- イ 地域住民による自主的な美化活動の促進を図る。
- ウ 関係各機関と連絡を密にし、公共の場の環境美化に努めるとともに効果的運動の展開を図る。

(2) 実施事業

- ア 平塚市地区美化推進委員長連絡協議会等の開催
- イ 広報事業として啓発物品の配布、立看板の設置
- ウ まちぐるみ大清掃の実施(年2回)
- エ 地区美化運動推進事業に対する補助金の交付
- オ 美化推進モデル地区制度の推進

## 第4節 し尿処理

### 1 収集状況

本市におけるし尿処理方法を大別すると、「公共下水道及び浄化槽による水洗化処理」「くみ取り処理」の2方式に分けられる。

一般家庭及び事業所等のくみ取り処理については、2業者に収集、運搬を委託している。

収集回数は、一般家庭では20日サイクルで、従量制が適用される事業所等については必要の都度収集を行っている。

### 2 収集人口の推移

本市における定額制収集人口は、公共下水道の普及に伴い、年々減少傾向にある。

年 度	定 額 制		従 量 制 ( 件 数 )
	人 口 (人)	世 帯	
26	1,046	572	203
27	919	511	195
28	801	467	175

### 3 処理状況

本市のし尿処理施設は、大磯町とのごみ処理広域化計画に基づいて、平成22年3月31日をもって搬入を停止した。平成22年度に施設の廃止を行い、解体した。平成22年4月1日からは市外の施設へ搬出し処理を行っている。

し尿・浄化槽汚泥搬出量

年 度	搬 出 量	稼働日数	一日平均搬出量	延収集台数	収 集 日 数
26	7,731kl	365日	21.2kl	3,931台	244日
27	7,673kl	366日	21.0kl	3,878台	245日
28	7,660kl	365日	21.0kl	3,947台	243日

## 第5節 公衆便所の維持管理

市内の公衆便所のうち、循環型社会推進課で維持管理しているものは次の3箇所で、清掃は業者委託により行っている。

公衆便所名	所在地	清掃回数
平塚駅北口公衆便所	平塚市宝町1番2号（JR平塚駅北口自転車駐車場内）	毎日 5 回
市営紅谷町駐車場内公衆便所	平塚市紅谷町18番8号	毎日 2 回
須賀港公衆便所	平塚市千石河岸64番6号	毎日 1 回

## 第6節 狂犬病予防事業

狂犬病予防事業は平成12年度から地方分権により自治事務となった。

犬の登録と狂犬病予防注射を、4月に市内の公民館、公園等で集合方式により実施した。平成28年度末の登録頭数は15,408頭である。

## 第7節 猫の不妊手術及び去勢手術補助金制度

猫の不妊及び去勢手術補助金制度を平成19年10月1日から開始した。

申請者は市内に住所を有することが条件であり、平成22年度からは対象を野良猫のみに限定した。補助の内容は、手術に要した費用のうち不妊手術（メス）は4,000円、去勢手術（オス）は2,000円で、平成28年度は554件（うちメス319件、オス235件）に対し補助を行なった。

## 第8節 地域猫

平成23年度から、野良猫対策の一環として、協働事業による「地域猫活動」を実施し、野良猫問題に困っている自治会や地域と協議を重ね、活動の活性化に向け調整を図っている。

※地域猫活動・・・地域に生息する野良猫を地域のルールに基づいて、エサやり、トイレの設置、不妊・去勢手術の実施、周辺の清掃などを経て、一代限りの生を全うさせるという活動。

## 第9節 水道法関連事業

専用水道等に関する事務は、平成25年度に神奈川県から権限移譲を受けた。立入検査や届出書の受理を行っている。平成28年度は、専用水道12カ所、小規模水道1カ所に立入検査を実施した。